

全員協議会次第

平成 2 9 年 5 月 1 6 日
全員協議会室 9 : 3 0 ~

1. 開 会 (9 : 3 0)
齊藤事務局長

2. 挨拶
抜井議長

3. 協議事項
1) 第 2 保育所民営化について
2) 「ごみゼロの日・クリーン三芳町民運動」について

4. その他

5. 閉 会 (1 1 : 2 7)
井田副議長

平成29年5月16日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員 久保健二
議員 鈴木淳
議員 小松伸介
議員 安澤豊
議員 吉村美津子
議員 菊地浩二
議員 山口正史
議長 抜井尚男

議員 増田磨美
議員 細田三恵
議員 岩城桂子
議員 本名洋
議員 細谷三男
議員 内藤美佐子
副議長 井田和宏

欠席議員

なし

説明者

こども支援課長 山崎俊江
環境課長 早川和男

も課当幹
ど援担
こ支保主 平野健太郎
環境課副 小川智東

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 齊藤隆男

事務局書記 山田亜矢子

◎開会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） 定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。

（午前 9時30分）

◎開会の挨拶

○事務局長（齊藤隆男君） 開会に当たりまして、抜井議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） 皆さん、改めましておはようございます。

きょうは全員協議会ということで、議員の皆様には早朝よりお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

改めまして、先般行われました5月2日の臨時会、皆様方にご承認を賜り、この後議長を務めてまいります。大変身の引き締まる思いで、精いっぱい努めてまいりますので、さらなる皆様のご協力を改めてお願いいたします。

連休を挟んで、この間の日曜日、土曜日、延期になりまして、子どもフェスティバルがありました。議員の皆様さん、お集まりをいただきまして、子供たちが明るい笑顔で楽しんでいる姿を見て、私もほっとしたような感じでございます。

6月議会も、6月定例会、2日の開会を予定しております。皆様のところの開会の日程等は届いているかと思いますが、一般質問の締め切りも、5月23、24日ということで、皆さんもご準備されているかと思いますが、しっかりとお願いをいたします。

今年度は、皆さんご存じのとおり、初めての試みとして町民とともに行政政策提言を考えているところでございます。ぜひ、大変忙しくなるかと思いますが、議員の皆様のご協力を賜ればというふうに思います。

きょうもやや曇り、朝、ちょっとだけ雨が降ったり、天候の不順が多少ありますが、暑かったり、寒かったり、どうか皆様方、お体ご自愛いただきまして、ご活躍をいただけますようによろしくをお願いいたします。簡単でございますけれども、開会の挨拶にさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、3の協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。

◎第2 保育所民営化について

○議長（抜井尚男君） それでは、協議に入りますが、本日は2件、1番が第2 保育所民営化について、2番が「ごみゼロの日・クリーン三芳町民運動」についての2件でございます。

それでは、1番の第2 保育所民営化についてでございますが、こちらはこども支援課長からの説明でよろしいですか。お願いします。

○こども支援課長（山崎俊江君） おはようございます。本日は、第二保育所の民営化に向けた担当課の29年度の取り組みについてご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

詳しくは保育担当主幹の平野のほうから説明させますので、よろしくお願いいたします。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） おはようございます。保育担当主幹の平野でございます。本日は、お時間をいただきましてありがとうございます。

恐れ入ります。ちょっと、若干ご説明がございますので、着座で説明をさせていただきます。

本日皆様のお手元にお配りしておりますのが、第二保育所の民営化に関しまして、保護者の方へのアンケートの素案、案というものと、あと民営化のガイドラインの素案というものをお渡ししてあると思います。今年度につきましては、平成31年4月の第二保育所の民営化という方針に基づいて、29年度につきましては、主に事業者の選定というような作業に入ってくるという形でございます。さきに行いました保護者説明会等でも、どういうふうな形の流れになるのか、ガイドラインみたいなものはないのかとか、そういうようなさまざまなご意見を頂戴しているところでございますので、このたび、ガイドライン、これは、お配りしたもののについてはたたき台というような形のイメージです。素案ということで保護者の方にお示しするとともに、そちらへのご意見、また第二保育所の民営化に対してご不安な点、ご心配な点、また期待される点等がございますかというような形でアンケートをとらせていただくという形の流れになっております。

ちょっと、まずガイドラインの素案、両面刷りでございまして、1枚べらなのでございますが、そちらのほうからご説明を差し上げようと思います。ガイドラインにつきましては、公立保育所民営化をする先進市町村と申しましょか、やっているところ、全てがつくっているわけではございませんが、ガイドラインというものを設けた上で、基本的な考え方を示すとともに、それによって保護者の方の理解、また事業者のほう、よい事業者を参入する、促すことを目的として作成をするものでございます。

こちら、素案を見ていただきますと、今申し上げたような目的が、1番、ガイドラインの目的ということで挙げております。

その後、2番の民営化の手法でございます。こちらは、全部読むと時間がかかりますので、結論というか、肝のところを申し上げますと、第二保育所につきましては、そのまま第二保育所の施設を利用して、民設民営方式という形で民営化の手法を選択いたそうと思っております。民設民営方式と申しますのは、設置者、運営者、両方とも民間事業者という形になります。また、そこで働く方についても、運営者である民間事業者に雇用される方ということで運営をする方式でございます。経営の自立性ですとか継続性、また保育サービスの安定提供等につきまして、民設民営というやり方の部分が、こちらのほう、そぐうのではないかとということで選択をさせていただいております。

続きまして、3番目、運営主体でございます。こちらは、書いてあるとおりなのですが、保育サービスを継続的かつ安定的に提供できる方、事業者がもう絶対でございます。それで、ここに書いてある、最後の段なのですが、「認可保育所としての実績がある事業者とします」という形でガイドラインを設けさせております。こちらは、意味するところは、全く実績のない、例えば何とか法人というようなところを新しく立ち上げて、ゼロから1個目をスタートするというようなところを第二保育所の事業者として選定するというのではなくて、認可の保育所の実績があるところ、ちょっと一回ふるいにかけさせていただいて、やらせていただければと。既存の園があるということは、その様子を見に行くことも選定の過程でできるので、全くのゼロというところではないところを運営主体としたいというふうに考えております。

続きまして、事業者の公募によるもの、4番については公募ということになっておりますけれども、当然のごとく、公募ということで、広く事業者の方に周知をした上で、またこのガイドラインに沿った状態の、

もっと細かい募集要項みたいなものを作成いたしました上で公募をかけるという形で考えております。

そして、次に選定でございます。5番です。選定に当たりましては、平成29年度の当初予算のほうでも計上させていただいておりますが、選定に携わる組織を設置する予定でございます。そちらにつきましては、学識経験者ももちろんですが、保護者の代表の方と、そういう方々、複数の保護者の代表の方を選べればなというふうに、ご参加いただければなと考えておりますけれども、そういう選定委員会のようなものを設置しまして、そしてそこに対してのプロポーザル方式という形で事業者の方のほうからの提案、企画提案方式という形でやればという形で考えております。

それで、ここの後段のほうなのでございますが、「事業者の決定にあたっては」というところです。こちらは、応募者が、ちょっと話を聞いてみたら、どこもちょっと、ううんという、町が求める水準を満たしてくれる事業者があればそれが一番いいのですが、そこが来なかった場合というのは、保護者の方のほうのご意見も、余り、いまいちの中から1番を選ぶというのではなくて、きちんと町が求めるものがなければ選ばないでほしいというようなご意見もございましたので、こちらのほう、こういう記載をさせていただいております。相対的に優位なものを決定するのではなくて、町の求める運営水準、設備水準を継続して満たすことのできる事業者としますというところで、ここは明文化をさせていただいたところでございます。

6番の選定基準以下につきましては、今までご説明したところも含めてでございますけれども、保護者の方々の意見も頂戴したいと考えておりますので、最低限の骨組みという形で考えていただければと思います。

6番の選定基準です。こちらは、やはり経営の継続性とか安定性、また保育の質の維持向上というところを基本として事業者を選定したいというのが基準でございます。「以下の点を重視します」ということで4つ掲げてございますが、ここは基本的には、児童福祉の理念、公共性、公益性を持った事業者であること、保育中の法律上の規定ですとか、あと保育指針等のところを、一番大もとの部分をうたっているものでございます。2番目の保育方針、内容が子供本来の発達や育ちを重視し、子供を中心としたよい保育を実施すること、また職員体制も大事でございますので、保育の質を高める職員体制が確保できること、それで、事業運営において、運営性の健全性、透明性が確保できること、こちらの4つを今選定基準の中に挙げておりますが、この基準につきましては、ご意見いただいた中で、変更というよりはふえていくようなイメージになるかなと思います。また、選定基準につきましては、最終的には選定委員会を設けますので、そちらのほうで了承というか、委員会のほうで選定基準については確定をさせるという形になるかと思っております。

次の7番目の町が指定する条件でございます。こちらにつきましては、今現在、最低限ここまでは町は譲れないよというところを書いてございます。運営につきましては、まず当然のごとく、選定事業者が自分で、みずからが保育所を運営すること、これは委託等で丸投げみたいな話というのは絶対だめですというところを明文化したものでございます。また、現在の第二保育所も、地域の特性を生かして、地域に根差した保育を行っておりますので、そちらの部分も2個目の点で表現をしております。

3番目の延長保育（12時間以上開所）というのは、保育所におきましては、児童福祉法の規定で11時間以上開所をするというのが法の決まりになっております。なので、これは書いておきませんと、今、第二保育所は朝の7時から夜の7時まで12時間開所をさせていただいておりますので、これは書いておかないと、例えば7時から6時になってしまうと、保育時間が短くなる可能性がございますので、これ以上、12時間以上の開所というのを町としては指定の条件とさせていただいております。

続きまして、裏側になります。職員の配置でございます。職員配置につきましては、法の求める基準、また条例で定める基準というのは遵守していただくのはもちろんなのですが、所長予定者、園長予定者と申しますかは、基本的に兼任とかも認められているところなのですが、我々としては専任であるということがまず第一条件。それで、なおかつ、認可保育所において10年以上勤務して、幹部職員としての能力と経験を有する者ということの条件を付させていただこうと考えております。こちらは、やはり保護者説明会の中で、経験不足、またそういうところでバランスがとれた職員体制というところが心配であるという親御さんは非常に多くいらっしゃいました。相談とかに乗ってくれるだけのスキルがある方が来てくれるかとか、そういうような部分もございました。これはプロポーザルの中でも検討される内容だとは思いますが、明文化ということで、こちらのほう、職員配置に掲げさせていただいております。

また、主任保育士も置いていただく形で、主任保育士も専任であるということと、幹部職員としての能力と経験を有する者であるということをごちらで職員配置ということで掲げさせていただいております。

続きまして、事業者決定の部分に入ります。8番です。こちらは、事業者の決定から移行まで1年程度の期間を確保しますというふうになっておりますけれども、後でご説明いたしますアンケートでも触れておりますが、事業者の決定のタイミングについてここでご説明を差し上げたいと思います。私どもといたしましては、事業者決定につきましては、保護者の方が保育所を選択する機会、選択するところのタイミングと申しましょうか、その確保が大事だろうというふうに考えております。流れのある仕事でございますので、目標としてご説明ということで、申しわけございません、前後する可能性もございますが、11月の半ばに平成30年度の、平成30年4月からの保育所の新規の申し込みを受け付けいたします。それが、大体12月10日前後までが新年度の申し込み受け付け、また今保育所に通っていらっしゃる方の現況届、また転園希望届の提出というのも大体11月中を考えております。ですので、選択権という話になりますと、その期間中に事業者の決定ないしはその幾つかのめど、どういう形になるのかということが親御さんのほうに伝わっておりませんと、そういう選択をするタイミングというのが非常に狭くなってしまうところがございますので、目標といたしましては、事業者決定、そちらのほうに間に合えばなという形を考えてございます。ただ、ガイドラインの策定の作業、保護者の方からの意見の集約等々で、お尻がだんだん、だんだん迫ってくる中で、時間がないから決めてしまえというようなやり方というのはちょっとよろしくないと思いますので、前後する可能性もございます。

そして、今はちょっとこちらのガイドラインに書いていなくて申しわけないのですが、こちら、事業者の決定がされた場合は、事業者による説明会、保護者に対する説明会を実施していただくような形で働きかけをしてまいりたいと考えております。

また、今第二保育所に在籍されている方が、もしかすると転園をしたいというようなお話があるかもしれません。そちらの場合は、やはり、ほかの保育所、定員等もございます。あと、ほかの保護者の方の公正性を損なわない範囲でというふうに書いておりますが、全員の部分のご希望をかなえることが可能かどうかというのは、ちょっと転園の希望を受けてみないとわからない部分がございます。ただ、最大限、そちらのほうの希望については配慮をさせていただければというふうにならざるを得ないと考えております。

決定した後の流れが、今度、9番以降、引き継ぎという形になっております。まず一番初めにやろうとしていることは、決定した後に3者協議会を設けさせていただこうと考えております。こちらは、参加するの

は保護者の方、あと事業者、あと町、そちらの3者の中で、民営化の流れについて、どういうふうにやっていこうか、どういう要望があるのかというようなことを協議していただく場として3者協議会を設置するというふうに考えております。

また、保育につきましても、引き継ぎという形で、こちらはやはり保育環境の変化というのは訪れるものだろうと考えておりますので、子供たちへの影響が最小限になるように、先生がいきなりかわったりとか、そういうようなところが出てくる可能性もありますので、その部分、一定の期間ですけれども、合同保育のような形で、引き継ぎの保育の期間をきちんと設けて、当然のごとく、3者協議会等の中で保育計画、引き継ぎ計画等もつくりながらだと思えますけれども、そういう形で引き継ぎ保育を実施していくと。おおむね、引き継ぎ保育の期間につきましては大体3カ月程度というのが、余り長くやり過ぎてもというところもございます。ただ、3カ月では見られないもの、例えば運動会ですとか、そういう部分、平成29年度のうちに事業者が決定するというのであれば、平成30年度に行う行事等については、やはりその事業者のほうの方にも来ていただきながら、様子を見ていただくというようなことも必要であろうというふうに考えております。内容につきましては、3者協議会の中等で決定をしていく形になろうかと考えております。

では、町のほうが、10番になります。町の進行管理でございますが、こちらは当然のごとく、我々、計画にのっとった引き継ぎ、あと3者協議会で決定した事項等がきちんと事業者で行われているかどうか、円滑に31年4月という民営化のタイミングに間に合うかどうかというところを確認しながらやってまいりますということです。それで、当然、問題解決、こちらは町のほうも調整に入りまして、解決をしていくというように示しております。

31年4月の民営化以降についての町の役割については、本来であれば、民間園ということでございますので、余り経営に口を出すということはあれなのでしょうけれども、指導監督は当然我々の仕事でございますが、3者協議会はせつかくつくるという形ですので、引き続き、当分の間ですけれども、継続をさせていこうというふうに考えております。また、町がこれまでご説明した条件等を課しております。その部分がきちんと履行されているのかどうかということもあわせて確認をとっていくと。民間保育所になりますと、監査権限は埼玉県のほうが持っておりますので、指導監督は我々のほうもできるのですけれども、ちょっと監査というところまでがこの表現には出ていないことは、申しわけございませんが、こちらのほうに権限がないということでご理解いただければと思います。

ガイドラインの素案については、ちょっと駆け足になりましたが、ご説明は以上とさせていただきます。

続きまして、民営化のアンケートのほうへ移らせていただきます。ガイドラインをご説明していく中で触れた部分が多くございますので、アンケートの内容についてのご説明という形にさせていただきます。このアンケートの趣旨といたしましては、やはり民営化を決定した後に、このガイドラインの素案を作成しましたということを保護者の方にお伝えするとともに、先ほども申しましたが、民営化に対する皆様のご意見、不安な点、心配な点、あとこれから期待する点というところ、またガイドラインに対するご意見を頂戴するためにこのアンケートを実施させていただきます。

回答方法としては、保育所の事務室の前に回収箱を設置しようというふうに考えております。

保護者の方には、非常にざっくりと書いてありますけれども、ガイドラインというのは何ですよ、どういふものなのですよというところをご説明した上で、やはり今後の予定というのをお示しする必要があるか

と思ひまして、今後の予定ということで、29年度は事業者の選定を実施しますということ、また選定委員会をつくる時に保護者代表の方に出ていただくというところを、あらかじめ、ちょっとお知らせをしている文章を入れてございます。

また、あと決定のタイミングについても、先ほど私、ご説明いたしました、選択の権利というか、参考になるようにということで、今現在では町はこういうふうを考えておりますというところもお話をしてございます。

アンケート、1枚めくっていただきますと、裏が白で、それでアンケートの本体になります。こちらのアンケートの本体につきましては、まずお決まりで、何歳児の親御さんなのかというのを確認させていただきたい。

また、設問の2につきましては、ご心配な点、ご不安な点という形で、ちょっと下の中から選んでくださいというような形をとっております。ただ、番号で選択をしていただいても、なかなか思っているらっしゃることというのが伝わらないものですから、具体的な事柄があれば、その番号の横に自由記入欄みたいなものを設けてございますので、対応するようにご記入をいただけるような回答欄としております。そちらがまず心配、不安な点。

めくっていただきますと、裏になりますけれども、今度はどのようなことを期待しますかというところについては、逆にこちらが項目立ていたしますと、我々が考えていること以外の部分とかが期待感があるということがありますので、自由回答という形で大きさを若干とってございます。

そして、ガイドライン素案に対するご意見をお聞かせくださいというのが設問の4ということで、こちら自由回答という形で欄を設けさせていただいております。

お配りを、ガイドライン素案とアンケートにつきましては、本日、全員協議会にご説明した後に、また内容をきちんと精査をした上で保護者の方に、今週中には開きたいというふうな形で考えております。ただ、これだけではわかりにくいということも考えられます。今第二保育所のほうとも調整をしておりますけれども、6月の頭にガイドラインの保護者の方へ向けての説明会等を開催できればという形で調整を行っております。その中でも、自由なご意見をいただけるのかなというふうな形で考えておりますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは、説明は以上になります。済みません、長くなりまして申しわけございません。

○議長（抜井尚男君） 担当からの説明は以上であるようでございます。

皆様、各議員から何か確認をしておきたいこと等ございましたら、挙手をもってお願いいたします。

増田議員。

○議員（増田磨美君） おはようございます。増田です。

アンケートの中の今後の予定のところちょっとお伺いしたいのですが、事業者選定のための選定委員会を設置する予定ですということで、これは予算にも出ていたのですが、これはいつ決定されるというふうに予定しておられるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えします。

基本的には、選定委員会の所掌事務の中で考えておりますのは、公募要項等の確定ということも考えてご

ございます。ですので、ガイドラインの策定が終わるころ、こちらは今のスケジュールリングで申しますと、6月9日までアンケートをとりますので、その後、意見集約をした上でガイドラインを決定するという形になります。早ければ6月中に選定委員会という話も出てくるかと思えますけれども、まず第1回目はちょっと早目、6月の後半ないしは7月ぐらいに一度開かせていただいて、そこから事業者の公募が始まり、その公募期間が終わった後から、今度、選定作業に入っていただくというようなイメージで考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） もう一つ、済みません。

同じところなのですが、ガイドラインの策定が完了した後ということであるのですが、この選定委員会の方というのは、このガイドラインの策定には全く関与されないということになるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

基本的には、ガイドラインにつきましては町と保護者の方という形で作らせて、基本的事項ということでこちらのほうを作らせていただきたいと思いますと考えております。ただ、これに基づく募集要項と申しますか、細かな仕様書的なもの、そちらにつきましては、選定委員会のほうに諮らせていただいて、確定をした上で公表するというような形で考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） おはようございます。内藤です。

私のほうは、ガイドラインの素案のほうなのですが、5番の事業者選定で、大変詳しく説明もしていただきました。プロポーザル方式によって選定を行うということなのですが、平野主幹のほうから、この事業者決定に当たっては、単に応募者の中で相対的に優位なものを決定するのではなく、町の求める運営水準及び設備水準を継続して満たすことのできる事業者ということで、大変ハードルを上げたというような説明があったのですが、もしよいところが来ない場合に、安易には決定しないとおっしゃったのですよね。安易に決定しないで、そうすると、31年の民営化にしっかりと間に合うのかどうかという、そこら辺はどういうふうに進めていかれようかとされているのか。選定でいいところが来るかなとも思うのですが、ここまでハードルを上げていらっしゃるの、その後のこともしっかり考えていらっしゃるのかなということでお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

内藤議員おっしゃるように、ハードルは上げているところでございます。ただ、保護者の方のご意見等も踏まえて、また町のほうもそういうふうを考えておりますので、ご理解いただけていると感じます。

ただ、選べなかった場合ということなのですが、平成31年4月の民営化というのは非常にハードルが、今度、時間的なスケジュールリングからして難しくなるだろうという形で考えています。ただ、実際のところ、さきにご説明いたしましたように、第二保育所、第三保育所、公立を2カ所維持するということが困難な状況というのは引き続きしますので、その部分、31年の4月、ちょっとこれは、ごめんなさい、町

の中での政策決定を経ていませんので、もしそうになったらということでの、私、担当としての意見となりますけれども、31年4月というのを少し考え直す、検討し直すという必要が出てまいらるだろうと考えています。急いでやっていいことはない、当然、選定から引き継ぎまでかなりの時間を要したほうが混乱なく引き継ぎができると思いますので、今、担当といたしましては、民営化の時期についてももう一度見直しをかけるような形になってしまう可能性が高いかなというふうに考えています。やろうと思えばできるかもしれませんが、ちょっとやっつけ過ぎになってしまうといけませんので。

以上です。済みません。

○議長（抜井尚男君） ほかに。山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

素案のほうの後ろの事業者決定とあります。それで、事業者決定から民営化移行まで1年程度ということで、今のお話ですと、大体、29年の末から、31年の4月開設ということで、その間で1年とっていると思うのですが。

幾つか質問なのですが、事業者の決定がされて、その後、民営化というところで、民設民営ですから、当然、今の既存の施設の売却というのが入ってくると思います。それをいつごろとまず考えているのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 施設等の移管のお話の時期ということでよろしいかなと思います。

実際のところは、平成30年度につきましては1年程度の期間を確保するというので、こちら、合同保育、引き継ぎ等についても、町が運営しているというのは変わりません。ですので、31年4月に移管が行われるようなスケジュールリングという形になります。30年度をかけて考えるというか、タイミングとしては、ですから、31年4月に建物、施設等の移管を行うという形になると考えております。30年度につきましては、決定事業者と委託契約を結ぶ中で、引き継ぎの保育の実施ですとか、そういう部分に参加をしていただくというような流れになろうかと考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

事業者決定から民営化移行まで1年程度の期間で、この間の内容というのは、多分、事務的なものとか運用の、デスクワーク的なものが多くなるのだろうなどは予想するのですが。

それで、その次の引き継ぎ保育の実施ということで、町の職員と事業者が合同で保育に携わるということは何の期間を見ているのですか。というのは、完全に売却が済んでしまって、向こうがスタートした後で町の職員が民間の施設に入り込んで、ああでもない、こうでもないというのはちょっと大きな問題が発生するような気がするのです。ここの3カ月というのは、どの程度、引き継ぎの前の3カ月で、その場合も、これはどこの立場で物を考えるかにもよるのですけれども、事業者にとってはかなり負担が大きい。つまり、3カ月間は向こうの保育士も携わるということになると、そこでの人員確保、人件費等の発生もあるわけですが、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるのかをお願いします。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

まず、時期でございます。こちらは、今検討しておりますのは、平成31年の4月よりも前、3カ月と申しますと、31年1月、2月、3月というようなイメージで考えております。

また、ちょっとこちらは先進地の事例と申しますか、なのですけれども、引き継ぎ保育の合同保育の中でも、やはり多数の、事業者側の職員が多数来てがちゃつく、逆にがちゃついていたという。基本的には、所長の予定者ですとか主任保育士の予定者の方にはきちんと入っていただかなくてはいけないというふうに考えますけれども、全員が全員で3カ月間、丸々合同でというようなイメージではなくて、事業者のほうがどういう保育を第二保育所で行っているのかというのを実地で体験して、経験していただく。また、子供たちが、例えば新しい所長先生になる人が、なれていない方がいきなりなるのではなくて、あっ、この人、来ていたなというような形でイメージがとれるような形の部分が引き継ぎ保育というふうな形で考えておりますので、ご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 合同保育は、向こう側、事業者の全員の保育士が、ほとんど決まっているのだらうと思うのですけれども、その方が全員参加というのはまずあり得ないと思うのですが、かなり事業者にとっても負担があると思うので、その辺はどういう、最低、所長、それから主任保育士、あるいはそれプラスアルファで、どの程度の、保育士の合同保育に参加するメンバー、相手側の、それもある程度こちらで規定しておいてやらないと、事業者としてはいきなり言われると困るわけで、事前の準備等もする必要があると思うので、そこは明確にしておいていただいたほうがいいのではないかなというふうの一つ思います。

それからもう一つ、今度、ちょっと戻ってしまうのですが、3番の運営主体なのですが、認可保育所としての実績がある事業者ということで、初めて参画するというのは除くというのはわかるのですが、この辺、実績があったからいいかと、そうも言えないところがありますよね。大阪でちょっと問題になっている、某保育所の問題とかがありますから、それから三芳でもあったのですよね。実は、ある保育園で開設当時、ちょっと問題になって。そこも、事業者さん、初めてではなくて、あそこは川越でしたっけな、忘れちゃけれども、いろいろ展開されていて、なおかつ三芳で最初スタートしたときにちょっと問題が起こったということで、実績があればいいということにはならないと思うので。先ほど、実際にやっている、運営している保育所も実態を見るという話はあったのですが、結構、保育所って、保育所の所長とかの意向がかなり強く反映される部分があると思うので、その辺をちょっと、何か、ガイドラインにもう少し明確にしておいたほうがいいのではないかなという気がするのですが、いかがでしょう。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） ありがとうございます。

ここの、まず事業者決定の部分、引き継ぎの内容等の明確化につきましては、ガイドライン、公募要項等に示すような形で対応ができればというふうに考えております。

また、運営主体の部分につきましては、今お話があったように、さまざまなご意見を持つ方が多くいらっしゃるかなというふうな考えております。こちら、あくまで素案ということで、保護者の方のご意見、例えば社会福祉法人に限ったほうがいいのかとか、そういうようなご意見があったりとか、さまざまなご意見があろうかと思えます。その部分は、ご意見が多数出てくる中で、どれが一番、三芳町にとって、

お子さんたちにとってベストなのかというところを考えながら、限定できるものは限定をする、広く門戸を広げるところと相反しないような形で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

素案のほうの2番なのですけれども、民設民営方式ということで、今は公設公営ですので、やっぱりこういった、本来ならば、今まで長い間、町民に利用され、信頼されてきた施設を、大変問題というふうに捉えていますけれども、公設民営ということも考えられたのだと思うのですけれども、それを民設民営で売却というふうに決めたわけですけれども、公設民営についてはどのように捉えてきたのかお尋ねします。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

まず、こちらの民設民営方式にすること、民営化といった場合に、公設民営、民設民営という形になろうかと思いますが、まず一番大きな違いを申し上げます。公設民営の場合ですと、公立保育所としてみなされますので、運営費に対する国、県の負担はございません。民設民営になった場合は、国と県のほう、また町のほうから運営費の支弁があるというような形になります。町の財政上のメリット等を考えますと、同じ民営化というお話をしたときに、公設民営というよりも民設民営のほうが有利であるというふうに判断をしたために、民設民営方式という形でこちらに明文化させていただいたところです。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 今の説明でも、当初からそうなのですけれども、本当に町民の利用者、皆さんの今までやってきた誇り、そういったもの、全て、運営費、経費でやっていくわけですよ。本当に恐ろしいことだなと思いますけれども。

ですから、裏面の10の町による進行管理とありますけれども、ここは、問題が生じた場合には、必要な改善、指導はもとより問題解決に向け努力しますのです。今まで町が、職員だったら、保護者との話し合いとかをして、保護者からそういった要望があったら町が改善できるわけなのです。ところが、こうやって売却してしまうと、町は努力しかできないのです。こういった点、本来ならば、町主導でやっていけば改善できる、そういったところがそういった努力で終わってしまう、この辺は本当に、していきますというふうに、本来ならばしていくべきだと思いますけれども、その辺についてはどう捉えますか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 今のご意見、保育所の運営に関する問題等々についての責任、問題解決の責任が、第二保育所を民営化することによって、町のほうの部分というのは努力しかできないというところの部分、指導監督ということで、町のほうはこれからも引き続き入っていくわけですが、保育の自主性、保育所運営の自主性とか、そういう部分を考えますと、町のほうから、全ての民間保育園さんの中で、今も3園ございますけれども、その部分、問題解決、当然のことながら、町に対してご意見を頂戴する場合もございまして、調整に入る場合がございまして、ただ、解決の責任というのは運営主体である事業者が行うというのが前提になっておりますので、こういう表現になってしまうというのはご理

解いただければと思います。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 公設民営ならばまだ、先ほどもお話がありましたように、町で言うていくことも、改善することもできるのです。しかし、売却になってしまうから、こういった文言になってしまうのです。本当にこれも、契約とか、そういったときに、ちゃんとこういったことは改善をする、契約をする前にそういった文言で町の意見がきちっと反映できるような、そういったやり方の契約に含めるべきだと思いますが、その辺はどうですか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） ただいまご意見いただきましたことにつきましては、もとにあります法律の監査権限等々の問題もございます。検討を重ねながら、ただ、実際のところ、監査、監督権限を持たない状態の町がどこまで書けるかというところは検討をしまっている内容なのかな、書けない場合という可能性もございますので、ご理解をいただければと思います。

また、先ほど売却というお話をいただいておりますけれども、移管という形のやり方については、今後また政策決定をした上で皆様のほうにご説明をする形になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） その下の11番の民営化後の町の役割ということで、当分の間継続しますということで、これは何年間というふうに捉えていいのか、その当分の間というのは、私のほうは何年間というふうに捉えているのですけれども、その辺はどのくらいを考えているのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

こちらの期間につきましては、やはり3者協議会ということで、町だけの考え方ではなかなか設定はできないものであるというふうに思っております。ただ、当分の間と言うって、1カ月とかで終わりにするというのはちょっとおかしな話ですので、長くやればいいというものではないかと思います。円滑に移行して、こちらが軌道に乗ったなという形ですので。今、大体のほかのところのイメージ、先進地の事例等を拝見しますと、おおむね1年から2年ぐらいの間を続けて、そこからは、窓口を完全に塞ぐということではなくて、3者協議会というものを解散するというような流れの場所が多いようでございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 保育はゼロ歳から5歳児までで、今まで公立でずっと見てこられた方もいらっしゃると思いますので、そういった面では、長い期間、やっぱり、すぐ終わりにするのではなくて、さまざまなそういった期間を設けるのだと思いますので、その辺は十分とっていただきたいと思います。

それから、最後に、選定基準に、先ほどお話がありましたけれども、児童福祉法、これはやっぱりすばらしい法でありますので、それに沿ったことが必要なのです。そこはもう、本当に担保にいただきたい、

それに沿って。

お聞きしたいのは、当局としては、これからだとは思いますが、売却についてのある程度想定されている、こういった企業が、そういった事業者が入ってくるか、ある程度はつかんでいると思うのですが、その辺はどのようにつかんでいるのかお尋ねします。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

まず、選定基準については、当然、認可保育所でございますので、児童福祉法の規定、法律の遵守というのはもう大前提でございますので、明文化していないということをご理解いただければと思います。

また、事業者の把握ができていくかというところは、全く我々のほうも未知数でございます。ここが来るだろうとか、そういうような情報というのは、基本的にまだ公募要項等も開いていない状況ですので、我々のところではまだ知り得ないということをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。ありがとうございます。

保育の質、維持向上というお考えはわかったのですが、ガイドラインの裏面のほうの職員配置、一番上、これはとても保育の質を維持する上で大事な部分だとは思いますが、所長予定者は10年以上勤務、主任保育士は幹部職員としての能力と経験ということですが、非常に曖昧な表現なのですが、あるいはほかの職員、正規、非正規あるいは資格の問題とか、そのあたり、どのようにお考えかお聞かせください。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

今現在、こちら、素案、たたき台という形で、さまざまご意見がいただけるかなという部分でもあるかと思いますが、職員配置につきましては。例えば保育は保育士だけでやってくださいというようなイメージの条件というのを課すことも可能かもしれませんが、実際の現場、保育所の現場については、保育士の有資格者だけではない、ほかのお手伝いの方、朝番、遅番の方とか、そういう補助者の方を抜きにしては保育所の運営というのはなかなか成り立っていかないということもあろうかと思いますが。この部分では、今、現段階といたしましてはこちらという形で書いてございますけれども、さまざまご意見をいただいた中で、こちらの内容につきまして、もうちょっと具体化したほうがいいのではないかと、そういうところがあるかもしれません。ここは、変更があり得る場所であろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

それから、選定委員会の保護者代表を複数名お願いするということがありますが、その保護者代表の選び方、わかりやすい言葉で言ってしまうと、町や保育所のほうで、では、この人、やってくださいよと選ぶのか、あるいは保護者の中からこの人をお願いするというような形で選ばれるのか、そのあたりをお願いします。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 今現在、町といたしましては、募集しますというような形

でお声がけをした上で、手を挙げていただける方を募集したいと考えております。ただ、直接の利害関係がある年齢、学齢のお子さんをお持ちの保護者の方を優先させていただければなどという、今、ゼロ歳から3歳までのお子さんというのが31年4月の段階でまだ在園をされている状況でございますので、そちらのところも配慮しながら、委員のほうの選定を行っていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

ちょっと何点かお聞きしたいのですけれども、まず民設民営ということで、先ほどから民間事業者のほうに建物、土地のほうを売却、移管ですか、するということですが、まず、例えば幾らで譲り渡すのかといったことも事業者の選定基準のほうに含めるのか。要は、まず公募の際、公募基準として金額、まずこの金額で土地、建物を譲り受けてもらいますというものを載せるのか、それとも、それもある程度、幾らまで出せますかではないのですけれども、そういった選定基準の一つになるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 移管の手段等につきましては、こちらのほうに明文化されてございませんが、まず町のほうの考え方としましては、土地につきましては、実際、貸与という形なのかなというふうに考えています。土地ごと全部お渡ししてしまうと、全部、町の財産をそっくりお渡ししてしまう形になりますと、何か問題があったときに事業の継続性というところがございまして、土地は実際のところはお渡しはしないだろうというふうに思います。

また、建物等について、有償であるか、無償であるかということも含めて、先進地事例ではさまざまなパターンがございまして、有償になる場合もございまして、無償ということで、例えば無償貸与、無償譲渡みたいな形の方式をとっている場合もございまして、そちらのほうはまだちょっと決定を見ておりませんので、また決まり次第ご説明するとともに、当然のことながら、公募要項というものの、募集要項、募集要項にはそれがないと、事業者さんはどうしていいかわかりませんので、必ずそこまでには明文化されるというか、決定をするというところが我々の今現在の課題であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 今、土地は貸与になるのかなということの説明はわかったのですけれども、建物に関しては所有権のほうも民間事業者に譲り渡す、それが有償、無償は別としてになるのでしょうか。というのが、もし、あくまでも町が、所有権等は町という場合であると、建物の維持管理に関しても当然責任が出てしまうと思うのです。それもありますし、あと第二保育所は、2期目以上の議員の方、もちろん皆さんご存じのとおり、数年前に大分大きな金額、2億五、六千万ぐらいですか、新築ではないのですけれども、ほぼ新築のような形にしたものなので、それを無償で譲り渡すというのは、例えば無償ならば、それはどうなのかと思ったのですが、まず、建物の所有権についてはどうでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

今後決定していく内容でございますのであれですが、建物の部分につきましては、先ほどおっしゃられましたように、建物の管理責任のリスクというのをそのまましよった状態でいって大丈夫なのかというところがまず1つ考えられるところです。

あと、民設民営方式としたときに、国庫の、国の運営費の支払いの要件と申しましょうか、合致する要件が貸し付けという形の状態で民設民営とみなせるかどうかというところが1つ大きなネックになっています。そこの部分、今、当然、ずっと、この話が出てから埼玉県等にも問い合わせをしておるのですけれども、補助金の運用によって変わってしまう可能性というのものもあるようでございますので、そこの部分を考慮しますと、譲渡の可能性のほうが高いのかなというふうに、今現状、担当としては考えております。また、先ほど来、何遍も申しわけございませんが、これから検討して決定していく内容でございますので、決定をした暁には議員各位にはご説明をするとともに、きちんと公募要項等にうたってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） わかりました。かなり頭を悩ますことではあるかと思うのですけれども、ぜひそちらのほうはできる限り町民に対して不利益な状況にならないような形でお願いしたいと思います。

また、続いて、事業者の選定のほうで、選定基準、今幾つか出ております。また、町が指定する条件も幾つか出ておりますが、これは恐らく減ることはないだろうけれども、ふえていくと。先ほど内藤議員のほうでも質問があったかと思うのですけれども、もしそれを全部満たすような事業者があらわれなかった場合は、急いで決めるのではなく、先延ばしをしてもおっしゃっていましたが、この選定基準や町の指定する条件がちょっと余りにも民間事業者にとってはハードルが高過ぎるもので、ずっと待ったところであらわれないという可能性もあると思うのです。その場合、選定基準や条件をちょっとハードルを下げるといってお考えもあるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

ガイドラインの作成、また公募要項の作成に当たっては、保護者の皆様からご意見を頂戴しながら決定していくこととございますが、ただ、余りにも、逆に事業者のほうの参画がしにくい、ハードルが非常に高いというような部分があった、ご意見があった場合には採用しかねる場合もございます。こちらは、やはり我々、三芳町といたしましては、円滑な民営化ということも一つ至上命題でございますので、ただ、保育の質の維持向上とそちらのほうを両立できるような形でガイドラインは決定していく、公募要項もそういう形で仕様書的なことを決定していく形になろうと思っておりますので、全く手が挙がらないような要項をつくるということはなかなか考えにくいかなというふうに今現在は考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） わかりました。

あと、最後になるのですけれども、こちら、アンケートのほうの今後の予定で、下のほうで、事業者の決定時期は、新年度の保育所入所申し込み及び現況届及び転園希望届の提出期間中とすることを目標とあるの

ですけれども、やはり、転園を考えるか、考えないかと悩んでいる方などは、事業者の決定をした後に速やかに説明会を行うとありますけれども、その事業者の話聞いてどうするか決めたいということもあると思うのです。ですから、一番、この予定の下のところで、応募状況等により前後する場合も考えられますとありますけれども、あくまでも、新しい事業者が決定したら、その運営方針というか、そういった説明会の後までは期間を設けてあげないと、そういった悩んでいる方の決断を大分左右してしまうのではないかなと思うのですが、そちらはどうお考えでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、どういうところが入るかというところがわからないと選択ができないよというところのご意見があるのは承知しております。こちらのほうは、平成30年4月からのお子さんたちの利用の調整のスケジュールもございますので、極力そういう形で、事業者決定の後までという形で待てばというふうに考えるのですけれども、ただ、ほかのご利用のお子様方、平成30年4月の利用調整が全く整わない状況になっては、これはまた困りますので、その部分はあるリミットというのは設けさせていただく形になるかと思えます。

また、選定過程において、選定委員会のほうで決定をすることではありますけれども、プロポーザル等を、こういう状況であるというところとか、どういうところが手を挙げているというようなところは、保護者の方にも情報を開示しながら選定のほうを進めてまいる予定でございますので、全く決定するまでわからないというようなことがないように、こちらのほうも努力させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ちょっと、まず最初、確認なのですけれども、土地はあくまで三芳町が所有して、建物については譲渡の方向で、その譲渡も無償なのか、有償なのかはこれから検討ということによろしいのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 今、基本的にはそちらの方向で考えているところでございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 譲渡を前提に考えているとすると、例えば借地権等、設定等、出てくると思うのですけれども、そういったことも踏まえて検討されているのですか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 今、現状、三芳町内にある1保育所、私立保育所については町の土地の上に建っていて、土地のこと、無償貸与ですか、契約を結ばせていただいた上で、建物はその事業者が建てているというような実績もございますので、それに準じた取り扱いになるかというふうに考えています。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） このガイドラインの素案の2の民営化の手法で、一番最初に来ているのが財政的な効果ということなのですけれども、民設民営化した場合と公設民営化した場合の財政的な効果というのは、例えば5年、10年、15年スパンで考えた場合、どれくらいの差が出るのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 詳細な積算については、まだちょっと、申しわけございません、手元に数字があれなので、あれですが。実際のところ、公立保育所の運営に係る経費、人件費等々も含めて、町が全額、今、一般財源により支出をしている、保護者の負担金の方を除いたものについては一般財源で支出しているところでございます。その部分、運営費に関しましては、公定価格に基づいた運営費が算出されまして、それを国が2分の1、県4分の1、町4分の1という負担になりますので、削減効果については大きなものがあるというふうな形で考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 詳細に積算していないのに財政的な効果が一番最初に来ている、それは井勘定と言うのかなと思うのですけれども。本来、そこをちゃんと詰めて、これぐらいの効果があるのではということと理解を求めるのが普通なのではないかなと思うのですが、今後そういったシミュレーション等は出てくるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 今回の民営化につきましては、人力的な要因、また財政的な要因という形で、2面あるという形で以前ご説明を差し上げました。財政的なシミュレーションにつきましては、またご説明する部分というか、詳細な部分がないではないかというご意見を賜りましたので、今後検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） ぜひ、財政的な効果のきっちりしたシミュレーションを出していただきたいと思います。

それと、その中で運営の柔軟性というのがあるのですが、この下の町が指定する条件で、延長保育の話もあったのですけれども、民営化で事業者が保育所の運営が始まった、その後で保育条件を変える等については、これは問題ないと考えてよろしいのですか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 基本的に、認可保育所の認可につきましては埼玉県がやる形になりますけれども、例えば運営に当たって、開所時間の変更等々につきましては、町のほうも意見が言える状況でございますので、その部分、変更、基本的には第二保育所の今現在の保育サービスのレベル、特に開所日、開所時間等については堅持をしていただくというのが大原則で考えております。その後、では短くしたいというお話があったとしても、町としては指導ができるという形で考えておりますので、基本的には認めない、認めないまでは言えないのか、認可の権限がないのであれですけれども、済みません。町の

ほうが全く知らない間に変わるということはないというふうに考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

認可基準の中で変更をするのであれば、それは特に、絶対だめだという理由がない限りは認めないといけないのではないかと、これまでいろいろ問題になった保育所に携わってきた中で、そういった、今思っているのですけれども、であれば、変更等が認められないのであれば、運営の柔軟性って全然ないですよ。ここに書いてある運営の柔軟性って、では何かというと、何なのですか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） ここで書いています運営の柔軟性といった場合に、例えば定員の部分、今、第二保育所、ゼロ歳から5歳まで定員を設けておりますが、実際のところ、開所日、開所時間等についてはもう決まっているのではないかというご意見だと思います。ただ、例えば定員の中で、限られた面積にはなりますけれども、定員の弾力化を図るとか、そういったところについては運営主体のほうと、基準を満たす限りは問題はないというふうに考えてございます。また、例えば保育士の配置についても、実際、町の求める基準というのは非常に厳しいものがあるのですけれども、ではそれ以上配置したいという話になったとしても、その部分というのは柔軟性があるというふうな形で考えておりますので、ここで表現した柔軟性というのは、運営の中で自立しながら、自分の考え方を実行ができるという意味での柔軟性というふうに考えていただければと思います。

以上です。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

今後の予定の中の話なのですけれども、ガイドラインが素案という形で今出されていまして、今後決定していくということだったので、これは最終決定というのはいつごろというふうにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） ガイドラインの最終決定につきましては、基本的には、今、現状の、後ろの、先ほど申し上げました事業者の決定時期というのを大体11月ぐらいにというふうなことも考えますと、6月中には、案ではなくて、これがガイドラインというものができているのが望ましいというふうに考えています。ただ、保護者の方のご意見等々で、この策定、我々が想定している部分とずれる可能性もありますので、今の目安としては6月中には固めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

それと、ガイドラインの策定に当たって、今は保護者の方のご意見を伺ってということで、もちろんそれは一番大事なことだと思います。でも、町の中や保育士さんでも、例えばですけれども、こういうことにご興味があったり、詳しい方がたくさんいらっしゃると思うのですけれども、そういった方のご意見というの

は要らないというふうにお考えになっていらっしゃるのか、必要であればいただきたいと考えているのかについてお伺いいたします。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） 第二保育所、保護者の方、お子さんが使う、特定の方が使っている施設ではあるのですけれども、町の施設でもございます。パブリックコメントのような意見聴取のところまでいくかどうかはあれですけれども、素案につきましては、お示し、皆様にご説明をした後、保護者の方に開いた後に、こういう素案をつくりましたというのは公開はしていきたいというふうに考えております。それに対して、開いたことに対してご意見をいただくことがあるかもしれません。ただ、優先すべきは第二保育所の保護者の方のご意見というふうな形のスタンスは崩さないようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 最後の質問なのですが、私はどちらかというと、民営化した場合には、事業者の自由なやり方をできるだけ取り入れて、特色のある保育園にすべきだというのが私の基本的な考えで、町の考えていることが必ずしも正しいとかいいとかとは思っていないのです。

ただし、保育者が、事業者の説明を受けて、いいなと思って入ったと、入ったところが、その途端に教育勅語を暗記させられたというような話で、えっ、これ、違うではないかというのが実際出てくると思うのです。どうしても自分の考え方に合わない。その場合、当然、募集の締め切りがありますが、特に第二保育所を利用して、継続で利用されている方がいわゆる転園というかを希望された場合は、優先的に他の保育所に転園することをぜひ進めていっていただきたいなということで、それを前提に事業者のいろんな考え方で、それこそ先ほどの弾力性のある、柔軟性のあるような運営というのは進めていっても私は構わないと思っているのですが、そういう窓口というか、方法をとっていただけないかなと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（抜井尚男君） 保育担当主幹。

○こども支援課保育担当主幹（平野健太郎君） ご意見ありがとうございます。

転園につきましては、今、スケジュールというか、想定どおりにいきますと、29年度中の転園希望届け、また30年、3者協議会が設立した後に、31年4月に向けた転園の希望の部分もお受けできる内容でございます。ほかの保護者の方の部分もございますし、あとほかの保育所の定員もございますので、極力配慮をして行っていこうというのは基本的にはございます。また、民営化後の31年4月の後の転園につきましても、3者協議会がつけられている間については、そちらのほうは考えていくべきではないかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） ないようですので、閉じさせていただきたいというふうに思います。

こども支援課におかれましては、大変ご苦労さまでございました。

以上といたしまして、1) 番を閉じさせていただきます。
暫時休憩いたします。

(午前10時41分)

○議長（抜井尚男君） 再開いたします。

(午前10時44分)

◎「ごみゼロの日・クリーン三芳町民運動」について

○議長（抜井尚男君） それでは、2) 番、「ごみゼロの日・クリーン三芳町民運動」について、本日、環境課の説明をお願いいたします。

○環境課長（早川和男君） 皆さん、こんにちは。環境課のほうから、「ごみゼロの日・クリーン三芳町民運動」についてご報告のほうをさせていただきたいと思います。

通称ごみゼロ運動、今年度の事業の実施に当たって、本年1月下旬から、この事業に関する協力団体であります三芳町区長会、そして三芳町災害対策協力会の皆様方といろいろ検討をまいりました。そして、結果的には、本日資料で配付してございますが、こちらのほう、資料をごらんいただきながらご報告、そしてご説明をさせていただければと思っております。

まず、本日の説明資料ということで、表書きですか、枠で囲ってあるところをごらんいただきたいと思っております。検討を進めるに当たって、最終的には4月の下旬、27日において、区長会、そして災害対策協力会の代表の方々と意見交換をさせていただきました。そして、今後のごみゼロの日・クリーン三芳町民運動の方向性について一定のまとめができましたので、このような形をもって両団体のほうに報告させていただきまして、まずは本年度、例年5月下旬の日曜日に開催しておりますが、このクリーン町民運動については一時期見送ることといたしまして、住民の方々へ、ごみに対する分別、排出に関しての意識を高め、そしてこの町民運動について今後再開等を含めて検討していきたいというふうな形でまとめさせていただきました。

そして、このごみゼロの日、ごみゼロ運動については、長年、後ほど資料のほうですが、ごらんいただきますが、約三十有余年継続されている事業でございます。この意見交換会におきましても、今後ある程度検討した上で再開、事業ができればというふうなご意見もいただいております。そのようなことから、まずは本年度、いろいろトラブル、支障等が予想されますので見送り、そして今後においてもこの事業については検討していくというふうな形で意見をまとめたものでございます。そして、それにかわるものというふうなところで、当然、地域の清掃活動というふうなところでは、これまで以上に行政、そして例えば行政区、自治会あるいはボランティア団体との協力を密にいたしまして、行政としても積極的な支援をしていくというふうな形で対応したいというふうに考えてございます。

まず、こちらのほうが、町民運動、ごみゼロの日に関する一つの方向性としてまとめたものでございます。

そして、本日、資料のほう、意見交換会で提示いたしました資料、あるいは現在の地域活動の支援事業、あるいはその実績等々、参考資料のほうでまとめましたので、そちらのほうを若干触れさせていただきたいと思っております。

まず、1ページめくっていただきまして、ごみゼロ運動、三芳町のクリーン運動でございますが、これま

での実績あるいは直近の3カ年の実績、そして各行政区ごとの実績ということで、2ページ目の中段あたりにまとめさせていただきました。昨年度においても、参加者人数は4,599人、回収ごみ量が1万5,350キロ、平均しますと4,000人から5,000人に参加していただいて、ごみ量についても15トン、16トン程度が回収されてございます。

そして、こちらのほう、先ほど申し上げましたが、運搬に関しては、災害対策協力会の、要するに事業者のトラックをボランティアで提供していただいて、事業が行われてきた経緯がございます。

そして、なぜ見直す必要があるか、一時見送りする必要があるかということで、両団体からいろいろなご意見をいただきました。そして、大きな理由は、これは皆様方ご承知のとおり、処理施設がこれまで、昨年度までは三芳町の清掃工場が稼働してございました。そして、昨年11月からふじみ野市・三芳町、要するに新環境センターの処理施設になりました。こちらのほうの環境センターの対応というふうなところで、非常にこれまで実施してきたごみゼロ運動の事業運営ですと支障があるということで、両団体のほうに検討をしていただいた経緯がございます。

そして、まず、3ページ目のほうに、こちらのほう、フローをつくりましたが、これまでのごみゼロの日、クリーン運動の実施概要、要するに流れというふうなところでフローをつくっておりますので、若干こちらのほうも触れさせていただきたいと思えます。まず、災害対策協力会、ボランティアでトラック、おおむね30台から40台、例年出していただいております。そして、各行政区のほうに配車をさせていただきまして、各行政区ごとにごみのほうを回収、これは区長会、各行政区の役員さんがいろいろお骨折りをいただきまして、いろいろ、集め方、ごみの回収方法ということでやっていただきまして、そちらのほうにトラックを配車、そして仮置き場で回収、そして災対協のほうのトラック、それぞれが各行政区のほうに向かいまして、トラックのほうにごみのほうを積むわけでございますが、おおむねそのトラック、混在、要するに混載の状態です。三芳の清掃工場に入れておりました。そして、清掃工場のほうでは、後日、分別処理をした形で集められたごみを処理してきた経緯がございます。

そして、これが、清掃工場が廃止されまして、新環境センター、新環境センターのほうですと、まず条件的に日曜日、これまでのごみゼロ運動、日曜日開催しておりましたが、新環境センターにおいては日曜日は開いておりません。そして、土曜日午前中が運営の日でございます。こちらあたりも、災対協さんのほうのご意向、あるいは各事業所へのご意向ということで確認したところ、これに参加できるトラックの台数が若干減るのではないかというふうなご意見もいただきました。

そして、実際にこれまでのやり方をやった場合、新環境センターの場合には、ちょうど3ページの下のところフローを明記しましたが、まずごみが積まれたトラック、混在の状態でのトラックの搬入は非常に厳しい状況がございます。施設のほう、議員さんの皆様方もごらんいただいたかと思えますが、2階にプラットホームがございます。そちらのほうは、各ごみ種別にストックヤードが設けられております。例えば混在の状態です。トラックのほうで搬入されまして、それぞれ適切な場所のほうにごみをおろす必要がございます。当然、そこには職員のほうも配置して、流れのほうですか、組む予定ではおりましたが、非常に混載状態のトラックですと厳しい状況になってくるというふうなご指摘もございます。そのような面で、まずは施設の変更によるこれまでのごみゼロ運動を改善していかなければならないというふうな一つの課題が生まれました。そして、それとあと、搬入できるトラックの重さも制限されてございます。

このようなところで、課題等をいろいろ提示していただいて、災対協さんのほうからは一度この事業に関しては見直してほしい、そして区のほうからは、意見交換会においても、できれば、区の親睦事業として大きな位置づけがございませう。そういうふうなところを踏まえると、再開あるいは今後ともごみゼロ運動は続けていきたいというふうな形でのご意見も多数いただいております。

そして、4ページ目、5ページ目については、先ほど申し上げましたとおり、このごみゼロ運動、環境課、要するに行政としますと、できればこの事業を今後も継続していきたいというふうな形で、いろいろ、区長会さんあるいは災対協さんのほうに提示してきました。これまでの見送りまでに至った経緯というふうなところで、4ページ目のほうに記させていただきました。

そして、一案として、5ページ目ですが、新環境センターを処理施設というふうな形で考えた場合の手法についても提示していただいて、意見等を伺ってございませう。

そして、ごみゼロ運動、クリーン運動については、まずは一定時期、直近ですと今月予定、例年予定しておりますが、そちらのほうは見送った形で、今後も実施に向けた検討をしていくというふうな形でまとめさせていただいて、そしてそれまでの間、行政として地域の清掃活動には一層支援していくような形で補っていきたいというふうなもので、6ページ目、7ページ目のほうを説明したいと思っております。これまでも、行政区、自治会、ボランティア団体、多くの団体の方々が平常時、地域の清掃活動を実施していただいております。そちらのほうはこれまで以上に行政として支援していくというふうな形で明文化し、そして内容等を行政区のほうにご案内したものでございませう。そちらのほうは、6ページ目、7ページ目のほうに表記いたしました。

そして、ただいま申し上げました地域清掃活動の実績、ちなみに平成28年度の実績についても8ページ目のほうに掲載してございませう。昨年度ですと、13回、各団体の方々が協力をしていただいております。このほかにも、現在事業所のほうでも早朝の清掃活動等をやっております。例えば行政の支援、協力というふうなところでは、ごみ袋の提供、そして集められたごみの回収等々について支援していくような形は、これまで以上に積極的にかかわっていきたく思っております。

今回、流れ的には、明日ですか、町の区長会の総会がございませう。この内容について、意見交換会の報告というふうな形で出したいというふうにご考えてございませう。これまでも、3月期あたりに本年度のごみゼロ運動は見送るというふうな形をご案内申し上げたところ、今月下旬に各行政区のほうで、かなりの数の行政区のほうでごみゼロ運動を実施していただくような申請も上がってきております。このような地域型のごみゼロ運動については、これまで以上に行政としてもかかわっていきたくというふうにご考えてございませう。

そして、参考、一番最後ですか、9ページ目のほうについては、ごみゼロ運動、各近隣自治体のほうにおいてもいろいろな取り組みをやっております。近隣ですと、ふじみ野市さん、そして富士見市さんのほうの実施状況、事例ということでご紹介のほうをさせていただきたいと思っております。ごみの共同処理をやっておりますふじみ野市においては、ふじみ野市、富士見市においても、三芳町と同様のごみゼロ運動、一斉清掃事業は行ってはいないというふうな話を聞いてございませう。ふじみ野市においては、先ほど、三芳町のほうでもやっております自主活動への支援事業、あるいは各自治会のほうからクリーン推進員さんが出ていただいて、いろいろ、ごみに対する環境美化の意識向上というふうなところで制度化しているようなものもございませう。

そして、富士見市さんにおいては、一斉清掃事業は行ってはいないが、5月末の日曜日あるいは秋の時期において、自宅の周辺のごみを拾うというふうな啓発事業を行っているというふうな話も聞いております。このような状況のもと、三芳町のごみゼロ運動、三十有余年に及ぶ事業でございますが、施設の変更あるいはこれまでの課題を改善していくというふうなところで、本年度の事業は見送った形で、関係協力団体と今後のごみゼロ運動について話し合っていきたいと考えてございますので、議員皆様方のご理解をいただければと思っております。

以上が、ごみゼロ運動に関する説明のほう、報告等々をさせていただきました。ありがとうございました。
○議長（抜井尚男君） ありがとうございます。

ただいま環境課長より「ごみゼロの日・クリーン三芳町民運動」について説明がございました。何か確認しておきたいこと、ご意見。

安澤議員。

○議員（安澤 豊君） 安澤です。説明ありがとうございます。

ちょっと1点お聞きしたいのは、町主体から各行政区、自治会を主体としてクリーン活動を行っていただきたいということで、これまで以上に町は支援していくということなのですが、これはボランティア団体の清掃活動のときに交通事故等があった、ロードサポーターに登録していれば県のボランティア保険が適用されるのですが、町の場合は、これは保険についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） ただいま議員からロードサポーター、これは県の制度でございます。ご案内のとおり、三芳町からは2団体が登録してございます、現状。そのような県としての支援制度がございます。

町としますと、今、事業実施時の保険等については、こちら、行政のほうは現在考えてございません。当然、行政区のほうが主体となった事業の場合には、行政区のほうでの事業に関する保険的なものもあるのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 安澤議員。

○議員（安澤 豊君） そうすると、今の答弁であると、行政区の保険を使用していただくという考えということでよろしいのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） そのように対応していければと考えてございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 岩城議員。

○議員（岩城桂子君） 岩城でございます。ご説明ありがとうございます。

ちょっと何点かお伺いしたいと思うのですが、先月、4月18日の全員協議会で、5月27日のごみゼロが見送りになるというお話は何いしました。その後の経緯という部分なのですが、説明資料の4ページに5月下旬までの見送りの経緯というのがございました。3点、各区長さん、また災害対策協力委員会に出されたと思うのですが、この日付はいつなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。3件の、お願いします。

○議長（抜井尚男君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） 4ページ目のほうに、区長会さん、そして災害対策協力会さんのほうの団体へ、その都度、検討するに当たっても、一つの、その月々で方向性ですか、報告をさせていただいております。

まず、上の段でございます。まずは、これまで日曜日実施でしたが、やはり処理施設の関係上、前日の土曜日開催でまずご提示をいたしました。それが29年の1月です、1月の下旬。1月の下旬に、このような、今これは抜粋でございますが、一つの、行政、要するに環境課からの提案ということでこちらのほうを通知させていただきました。

そして、それ以後、中段が、29年の3月の段階で見送りというふうな形でお知らせをさせていただきました。当然、区長会の役員会のときにも話のほうはさせていただきました。

そして、一番下の段が、協力団体である区長会さん、そして災対協さんの代表の方々の選出というふうな、委員の推薦ということで、4月の段階に、4月の上旬ですか、話し合いを持ちたいということで、意見交換会を持ちたいということで各団体へ委員の推薦をしていただいて、先ほどご案内いたしました、4月27日にこの意見交換会を開催したというふうな経緯でございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 岩城議員。

○議員（岩城桂子君） 岩城でございます。

そうすると、3月には見送るということで結論が出たということだと思うのですが、4月の各区、私はみよし台1区なのですが、区の総会には、今年度の新規事業ということで、町としては27日にごみゼロの日ということがそのまま、訂正も何も、説明もなく、そのまま出ていったものですから、てっきり町民の皆様も、区の皆様は27日にごみゼロが町としてはあるのだということを確認したと思うのですが、区長さんは当然ご存じだったということだと思うのです。ちょっとそのことと、あと町のほうでは、ホームページ等で一切、見送りという、27日はないということがどこにも掲示されていないということなのですが、それについてご意見いただければと思います。

○議長（抜井尚男君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） 住民の皆様方への情報提示というふうなところでご質問を今いただきました。

ちょうど、この3月、4月期、各行政区、総会のシーズンでございます。ごみゼロ運動に関する見送り、要するに土曜日変更、そうしたら見送りというふうな経過の過程において、旧の区長さんへのお話の持ちかけ、そして当然、3月後半になりますと、各行政区、新の区長さんに基づいて総会等が開かれる時期でございます。見送りあるいは、土曜日の提示については旧の区長さんのほうにご案内をして検討していただきました。そして、見送りについては、先ほど申し上げましたとおり、総会シーズン、総会がそれぞれ各行政区で行われている時期でございましたので、見送りについては旧の区長さんあるいは新の区長さんのほうにご説明を、各、それぞれ、区長さんのお宅を回しまして、お話のほうをさせていただきました。そして、議員ご指摘のとおり、3月下旬に総会が行われている場所も結構ございました。新しく、新年度、4月に入ってから行政区のほうで総会が行われているところもございました。そのようなところで、各行政区の開催日の相違によって区長さんのほうからのお話が、ごみゼロ運動に関する、ちょっと曖昧性というか、話をされたところ、あるいは話をされなかったところがあったのかなというふうに思っております。

それと、ホームページについては今準備してございます。大変、今ご質問があって、そのような答えもあ

れなのですけれども、まずは先月の27日が、ごみゼロ運動に関する一つの方向性、3月に見送るというふうな一つの結果については、3月中にまとめられた経緯がございますが、いろいろ今後の方向性等を含めて、ここで今、ホームページへの掲示は進めているような状況でございます。大変、それについては申しわけなく思っています。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかに。菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今のと関連してですけれども、町長から議長宛ての文書が5月12日付で出ているのです。これは遅くないですか。何でこんな時期になったのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） 議長への今回の見送りに関する通知のほうを、先週末ですか、させていただきました。それについては、遅いというようなご指摘、それについてはおわびいたします。事務の手續上の、そのような日付になったというふうにご理解をお願いします。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

あわせて、ホームページを準備しているということですが、3月で一定の方向が決まったなら、本来、5月の広報には間に合うはずなのです。ホームページを見る人と広報を見る、特に日本一の広報なので、広報を見る方のほうが多いと思うのですが、そういったことでの周知が全然なされていないということについてどうお考えでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） 協力団体との調整というふうなところで、1月、2月、3月、進めさせていただきました。実際に、ごみゼロ運動、約5,000人の住民の方々が例年参加していただいております。そのような点においては、広報への掲載あるいは住民の一人一人の周知というふうなところでは、情報をお知らせするべきであったと感じております。ご指摘の点についてはおわびをいたします。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） おわびばかりなので、これを機に、今後ないようにしていただければと思うのですが。

まず1つ、次にちょっと聞きたいのですけれども、この町長からの通知の中で、今後協力団体の皆さんと協議を行いとありますけれども、今後の日程について伺いたいと思います。

○議長（抜井尚男君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） まず、日程については、予定、要するに、現状においては、いつまた、再検討の日にというふうなところでは決めてございません。区あるいは災対協さんのほうの代表、推薦委員のほうのご意見というふうなところを勘案していく上で、まずはごみの分別あるいは排出に関する住民の方々への、このごみゼロ運動のあり方というふうなところで、各行政区の皆さん方のご協力をしていただいて醸成

していくような形、そして災対協さんのほうにおいても、再開する場合には協力していくというふうな形では意見交換会でも出ております。今後の推移、あるいは協力団体との話し合いを持った上で、この事業に関しては検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

長い説明の割には、要するに協議する予定がないという答弁だと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） 検討協議をする日にちは定めていないというふうなところでご理解をお願いします。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

私の住む藤久保3区なのですけれども、5月28日に藤久保3区のごみゼロ運動を行います。その際に話が区長からあったのですけれども、ことしは町でのごみゼロ運動はありませんと、よって区で行いますという説明がありました。特にうちの区長は意見交換会にも出ていたというふうにも伺っておりますので、もう区の中では、よその区でもことしは行わないという話が回っております。実際、5月12日に出た中でも、ことしについてはまだ協議を行いますと言っている割には協議を行う予定もないし、実際、町として、ことし、するのか、しないのかというのをはっきりすべきだと思うのです。なので、住民の中でも混乱もありますし、その辺の判断というのは今出ていないのであれば、いつには出るのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） その点については、今ご指摘のとおり、要するに住民の方々への影響もでございます。町長と相談した形で、明確なところを示す必要があれば対応していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 明確に示す必要があると考えます。本来、きょうここであると思っていたのですけれども、何事についても準備が遅いと思います。

それともう一つですけれども、ごみゼロの日・クリーン三芳町民運動、これについては予算づけしてありますが、各区や団体が行う美化活動への支援事業については予算づけはしていないと思います。支援事業については、ごみゼロの日・クリーン三芳町民運動の予算の中から出るのでしょうか。

○議長（抜井尚男君） 環境課長。

○環境課長（早川和男君） 事業費、予算的な面については、ごみゼロ運動関連ですか、予算を計上してございます。例えばその支援、先ほど来申し上げましたが、地域清掃活動に対する物資支援、ごみ袋あるいは軍手の提供というふうなところでは、これまでもごみゼロ運動の中の一部を使っていた経緯がございます。団体に対する、具体的に申し上げますと、ごみゼロ運動に関する災害対策協力会への方への謝礼というふうな形では例年10万円ほど予算計上してございますが、こちらのほうは不要になるかと思っています。ただ、物資的なものについては、そちら、環境美化に該当いたしますので、クリーン運動に関する経費等々から物

資提供の経費を賄えればなというふうに思っております。

以上です。

○議長（抜井尚男君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） ないようですので、2) 番について閉じさせていただきたいというふうに思います。

環境課におきましては、ご説明ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 16 分)

○議長（抜井尚男君） 再開いたします。

(午前 11 時 17 分)

◎その他

○議長（抜井尚男君） 協議事項の1番、2番は終了いたしました。

4番のその他に移りたいというふうに思います。

皆様から何か、その他についてございますでしょうか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） それでは、私から3点ほど。

まず最初に、この全員協議会、今まで定例ということで第3の火曜日に行ってまいりました。当然、協議する内容が上がってくれば開催をしてまいりましたが、今後も同じように、基本的には第3の火曜日に全員協議会を開催していきたいというふうに思っておりますが、何かそれについてご意見がありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） ないようですので、今までと同じように第3の火曜日を基準として開催をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、6月定例会、ご案内のとおり6月2日に開会をする予定でございます。6月12日の週、12日から16日の週で閉会をできるというふうに、これはあくまでも予想でございますが、思っております。6月定例会終了後に、課長会、いわゆる執行の方々と我々議会で合同の懇親会を予定させていただいております。今のところ、早かった場合には6月13日あたり、またはそれ以降になりますと、町長、また私も予定が入っている日がございますので、閉会が14日以降になった場合には週明けて6月19日の月曜日、どちらかの日に合同の懇親会を行おうというふうに思っておりますので、予定のほうをできればあけていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この件について、何か皆さんからご質問等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） なければ、そのように予定をお願いいたします。

続きまして、3点目でございますが、今年度の視察に関してでございます。きょう以降、きょうもこの後、議会運営委員会が開催される予定でございますが、各委員会が開催されて、当然、視察に関しても協議が今

後されるかというふうに思います。

皆さんご存じのとおり、視察に関しましては、昨年と同様、予算が2委員会の視察分が予算計上されております。すなわち、一昨年以前、それ以前のように3委員会、4委員会で行ける予算がございませんので、ことしも2委員会で視察に行っていただくようになるかと思えます。今後どのようにその2委員会を決めていくのか、いつまでに決めていくのかということは、各委員会さんを通じてお話を、ご協議させていただきますが、4委員会が行けるということは基本的にはありませんので、どのように決めていくか、いつ決めるのかということは、各委員会に私も参加をさせていただきますので、その中で皆さんとの協議をしながら、その様子によって決めていきたいというふうに思います。早く視察に行きたいというところがもしあるようであれば、なるべく早く各委員会さんから視察の目的と一緒に提出をしていただきながら、早目に決定をする場合もございますので、くれぐれも、どこの委員会も同じように、扱いを同じようにして、2委員会がことし行けるといこと、それだけをご了解しておいていただきたいというふうに思います。

私のほうからは以上でございますが。

安澤議員。

○議員（安澤 豊君） 今の議長の視察の件なのですが、前回、たしか議運と広報という形だったと思うのですが、本年度に関しては総務と厚生という、何かそんな感じだったのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（抜井尚男君） ごめんなさい、私の認識の中で、そういうふうになっているという認識がなかったので、もう一回、再度確認をさせていただいて、改めて皆さんにご通知というか、ご案内したいと思います。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

この件に関しては、今までは全部の委員会が毎年行っていたのですが、2委員会になるというところで、説明というか、皆さんに承諾をいただいたと思うのですが、その中で今安澤議員が言ったとおりに決めたというふうに認識をしておりますが。

○議長（抜井尚男君） よろしいですか。

もう一回、私のほうでも確認をさせていただきますので。ただ、私のこれは今の考えですが、年度によって、行く委員会に決まっているから、必ず行く、逆に年度によって、行かない年度なので行かないというのを当初に決めていくということよりはというふうに私は若干考えるところがございます。ただ、今、前議長がおっしゃられたように、その内容ももう一回確認をさせていただいて、改めて皆さんにその点についてはご報告させていただきたいというふうに思います。以上です。

いずれにしろ、2委員会しか、多分、間違いなく行けないのは2委員会でございますので、その点についてご了解いただきたいと思えます。

ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） その他、皆さんからなければ、事務局でお願いいたします。

○事務局長（齊藤隆男君） 政務活動費の返還予定の議員さんがいらっしゃると思うのですが、事務局のほ

うに預けていらっしゃる方もいると思いますが、預けていらっしゃらない場合は事務局へ、予定額となりますけれども、事務局のほうに預けていただくようお願いいたします。

それとあと、議員の互助会費につきましては、来月の20日までに事務局のほうへ持参していただけますようお願いいたします。2万4,000円です。6月20日、多分全協になると思いますが、それまでにということでもよろしくようお願いいたします。

以上です。

○議長（抜井尚男君） 今事務局からありましたが、政務活動費の返金です。これは、局長、日程は、期限は。

局長。

○事務局長（齊藤隆男君） 出納整理期間中に返還しなければなりませんので、なるべく早くお願いいたします。

○議長（抜井尚男君） なるべく早くということでございますので、よろしくお願いいたします。

それから、互助会費が来月の20日までの納入ということでございます。予定に変更がなければ、来月20日はちょうど第3火曜日になりますので、全員協議会の日になります。余り早過ぎても事務局としても困ると思いますので、皆様のご配慮をお願いいたします。

ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（抜井尚男君） ほかにないようでしたら、閉じさせていただきます。

それでは、事務局、お願いします。

◎閉会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、大変お疲れさまでございました。

閉会につきましては、井田副議長、よろしくお願いいたします。

○副議長（井田和宏君） 皆さん、本日は全員協議会ということで、大変お疲れさまでございました。

5月2日の臨時会において、副議長に就任をさせていただきました。抜井議長を補佐しながら、スムーズな議会運営を心がけますので、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

そして、全員協議会ですけれども、今お話があったとおり、定例化をさせていただき、第3火曜日とさせていただきます。全員協議会なのですが、きょうのような執行側からの報告であったり、各委員会の報告だったり、また議員全員で協議をする場となっておりますので、スムーズな進行を心がけます。

もう一点、政策提言が今年度から行われます。これから、課題の抽出であったり、サポーター制度を進めていくに当たっては、この全員協議会の場で、進捗状況であったり活動内容、やっていることを報告させていただきたいと思いますので、それはスムーズに私も報告させていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います

次回は6月20日となっておりますので、改めまして皆様のご協力をお願いしたいと思います。

定例会も近くなっておりますので、お忙しい日々が続くと思います。ぜひお体にはご留意をされて、活動していただきたいと思います。本日は大変ありがとうございました。

(午前 11 時 27 分)